

【別表】 認可を受けた預金等の種類、異動事由

預金等の種類	行政庁の認可を受けた異動事由
当座預金	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。） 第4条第3項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>
総合口座	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。） 同項第6号複数の預金等を組み合わせた商品で総合口座通帳の自動継続定期預金の異動。なお、総合口座に貯蓄預金を組み合わせた総合家計通帳も同様に取扱います。</p>
普通預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>
貯蓄預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>
通知預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>
期日指定定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>
自由金利型定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越 同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限る。）</p>

自由金利型定期預金 (M型) 単利型	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
自由金利型定期預金 (M型) 複利型	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
据置型定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
積立式定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
定期積金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）
納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越同項第3号預金者等の申出による口座移管又は顧客情報の変更 （当行が把握できる方法によるものに限る。）